

バランスの良い食事で
免疫力 UP! 毎日果物
200g食べましょう。

年頭ご挨拶

p1

年頭所感

p2

果樹を巡る動き

・令和3年度果樹支援対策
予算概算決定及び令和2
年度第3次補正予算の概
要について

p3

中央果実協会からのお知らせ

・欧州及びイタリアの果樹
農業の現状とスマート農業
に関する調査

p7

業務日誌

p8



国際植物防疫年
2020

中央果実協会は
国際植物防疫年2020の
オフィシャルサポーターです。
(2021年7月まで)

年頭ご挨拶

コロナ禍…禍転じて福となす

公益財団法人中央果実協会 理事長 村上 秀徳



新年あけましておめでとうございます。

昨年は、コロナに明け、コロナに暮れた一年となりました。我が国の果樹産業も少なからぬ影響を受けました。供給面では、労働力確保が困難になり、収穫、出荷に支障をきたしたところも見られました。需要面では、外食需要の減少、観光農園の来場者の減少による売り上げ減、贈答用の高級果実の需要減少などが顕著でありました。他方で、家庭内で果実を味わう機会が増え、この面でのプラス要因もあったのではと思います。

ところで、お正月というと、果物がつきものということに改めて気がつきます。個人的経験で恐縮ですが、もう50年以上も前、私の田舎の元旦には、お屠蘇やお雑煮の前に、スルメなどの乾物とともにまず干し柿を食べ、梅干し入りのお茶をいただきました。兄弟の間で、干し柿の中の種の数を競った記憶があります。もちろん、お正月にはお供え物として、鏡餅とみかんがありました。干し柿は今日では種無しが多いようですが、かつて私の田舎などでは種の多いものが好まれ、おそらく多産を祈ったものだったのではないかと思いますし、「果実日本」の本年1月号の記事にあるような、干し柿が健康にいいということ、その健康機能性に先人は経験的に気づいていたのではないのでしょうか。

また、みかんはお祝い事にはつきもので、多産を祈る意味があると同時に寒い時期の家族の大切なビタミン源でした。私の郷里出身の演歌歌手がよく歌うレパートリーの一つに「今度いっぱい

みかんば送るけん」という一節があります。みかんは送られてとても嬉しいものです。わたしも毎年、年末になると中学校の先生がみかんを「いっぱい」送ってくれます。

紀ノ国屋文左衛門のみかん船は、江戸の民に幸せをもたらす宝船でした。

コロナで世の中は大きく変わり、人々の食の消費行動にも少なからぬ変化が見られます。いつコロナが収束するのかわかりませんが、ただ、コロナ後も消費者の消費パターンは完全には元に戻らないと思ったほうがいいのではないかと思います。むしろ、我々果樹産業に関係する者としてはこの消費者の変化をチャンスとして捉え、将来にわたり取り逃がさないようにすることが大事ではないかと思っています。

つまり、コロナ禍において家庭内で食事をするが多くなりました。食を楽しむとともに、いいものを食べたい、身体にいいものは何か、などなど食についてじっくり考える時間も増えました。日本の食の歴史や文化についても再認識する時になったのではないのでしょうか。上に述べた我が国の正月に登場する果物についての捉え方は私の独善かもしれませんが、日本の果物には古いものも新しいものもそれなりの歴史があり人々との関わりの中でそれぞれ特徴ある文化を体現しています。先人の知恵は何が身体にいいのかも教えてくれています。価値ある食を楽しみたいというコロナ禍の日本で芽生えた人々の意識の変化を捉え、定着させていくことが大事ではないのでしょうか。

本年が、我が国の果樹産業に携わる皆様にとって、コロナを克服し、反転攻勢のスタートの年となることを祈っております。

年 頭 所 感

農林水産省生産局 園芸作物課長 佐藤 紳



新年、明けましておめでとうございます。

果樹農業者の皆様や関係団体の皆様、行政機関の果樹農業担当の皆様におかれましては、日頃より、国の果樹農業振興施策の推進に御理解、御協力いただいておりますことに感謝申し上げます。令和3年の新春を迎え、果樹農業の一層の発展に向けて、所感を述べさせていただきます。

振り返りますと、1年前の今頃は、5年に一度の果樹農業振興基本方針の改訂に向け、全力で取り組んでおりました。御案内のとおり、我が国の高品質な果実は国内外から高く評価されており、輸出品目としてのポテンシャルも高く、中山間地域を始めとする地域農業の基幹品目となっています。他方、人口減少の本格化により国内需要が減少する中、生産現場の人手不足等の生産基盤のぜい弱化により、需要の減少を上回って生産量が減少しています。こうした状況認識の下、果樹農業の持続性を高めながら、成長産業化を図るため、低下した供給力を回復し、生産基盤を強化するための施策に転換することを柱とし、令和の時代に相応しい、新しい方向性を打ち出すことができたと考えています。

一方で、昨年は、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大という、想像だにしていなかった事態が生じた年でありました。本来であれば、新たな基本方針の浸透を図るべく、全国の皆様の下へ伺い、関連事業の活用等による産地づくりも含め、濃密に意見交換を重ねたいと考えておりましたが、感染拡大防止の観点から、それもかなわぬままになっておりますことをお詫び申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、マスクの常着、三密の回避、テレワーク・リモート会議の常態化など、我々の生活を一変させています。需要構造の面からは、外食を中心とする業務需要の減退をもたらした反面、緊急事態宣言下では、「巣ごもり需要」という新しい購買行動が見られたほか、ネットを通じた購買や贈答などの高まりも見られたと承知しています。特に果実については、多様な気候や土地条件の下、地域の特性に応じた多種多様な品目・品種が栽培されており、北海道から沖縄まで、地域ごとに特色ある果樹農業が展開されていることから、人の移動がままならない中、その地に赴かなくとも「ご当地」気分を楽しめるという点が改めて評価されたように感じます。他方、香

酸かんきつをはじめ、これまで外食などの業務需要が比較的強かった品目については、飲食店の時短営業等により業務需要の回復が不透明な中、これまでとは異なる需要・新たな販路を開拓する必要があると考えます。新型コロナウイルス感染症の影響がなくとも、共稼ぎや単身世帯の増加等に伴い、簡便化・少量購買の増加など、国内の消費動向は変化しておりましたが、今後は「新しい生活様式」への対応という異なるアクセントを加えながら、構造変化が加速化していくものと考えています。

また、産業構造の調整も加速化するものと思われます。都市部にオフィスが集中し、飲食等の関連するサービス産業も都市部に偏在していますが、今後、テレワーク等が常態化すれば、オフィス街の労働人口、すなわち関連サービス産業の市場は縮小していくこととなります。これら産業に余剰人員が生じれば、その受け皿となる産業が必要となってくるでしょう。

果樹農業では、水田農業等に比べ機械化が遅れており、高度な作業を人手に頼らざるを得ない側面があり、加えて、季節性が高く、作業ピークが一時期に集中しがちなことから、不足する労働力を臨時雇用に頼っています。農村人口の減少により、臨時雇用者の確保に苦慮する中、産業構造の調整局面において、果樹農業の魅力と新たな働き方を提示することができれば、労働力不足に止まらず、地域の人口問題解消の一助となり得るものと考えます。とは言え、1月8日には再び非常事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染拡大の影響がどこまで続くのか、我々の生活や所得にどれだけのインパクトを与えるのか、現段階で正確に見通すことは困難です。しかしながら、消費構造・産業構造は確実に変化し、そこに新しいビジネスチャンスが生み出されるものと考えます。産地や関係者の皆様には、果樹農業を成長産業へと進化させていくため、変革の萌芽をいち早く読み取り、積極的にチャレンジしていただきたく存じます。

私としても、皆様の取組をしっかりと後押しできるよう、尽力していく所存ですので、本年も果樹農業の振興と産地及び関連産業の発展に向け、御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。最後になりますが、本年が、果樹産地にとってますます発展する年になるよう、皆様の御活躍と御健康を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

果樹を巡る動き

令和3年度果樹支援対策予算概算決定及び

令和2年度第3次補正予算の概要について

農林水産省生産局 園芸作物課 課長補佐（需給調整第2班担当） 光廣 政男

1. はじめに

果樹関係施策の推進につきましては、日頃より関係者の皆様の御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

本稿では、昨年末に閣議決定された令和3年度予算概算決定及び令和2年度第3次補正予算のうち果樹関係の対策について紹介します。

2. 令和3年度予算概算決定

令和3年度の果樹支援対策として、果樹農業生産力増強総合対策に51億円を措置しました。

以下、その概要を説明します。

※前号(昨年11月の第58号)の「令和3年度果樹対予算概算要求の概要について」も併せて御参照下さい。

果樹農業生産力増強総合対策

我が国の果樹産地の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植、苗木・花粉の安定確保、放任園地の発生防止、加工・業務用の国産果実の安定供給等の取組を支援します。特に、省力樹形の導入推進のため、省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組を新たに支援します。さらに、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、水田の樹園地への転換や中山間地等の既存産地の改良を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等の取組と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組を総合的に支援します。

(1) 果樹経営支援等対策

優良品目・品種への改植・新植及びそれに伴う未収益期間における幼木の管理の取組に要する経費を支援します。特に、平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進します。

(同一品種への改植について)

本事業においては、優良品目・品種への改植・新植を対象とし、同一品種への改植は、自然災害の被害を受けた場合や省力樹形を導入する場合等に限って対象としてきました。果樹産地の生産基盤強化を進めるため、本事業では引き続き優良品種への改植を最優先に取り組んでまいります。一方で、輸出拡大に向けた生産力の増強など、同一品種改植が有効である場合もあることから、令和3年度において、一定額の特別枠(同一品種改植枠)を設け、その枠内で試行的に同一品種への改植を支援するこ

としました。採択はポイント制を想定しており、産地における輸出への取組や水田活用、労働生産性向上の取組といった先進的な取組をポイント化する予定です。

なお、通常の同一品種への改植は、産地生産基盤パワーアップ事業(令和2年度第3次補正予算)で引き続き支援してまいりますので、こちらの御活用を御検討願います。

(2) 苗木・花粉の安定確保対策(拡充)

果樹生産に必要な苗木や花粉の安定供給を図るため、苗木の生産体制の構築や花粉専用園地の育成等の取組を支援します。また、省力樹形の導入推進のため、省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組を新たに支援します。

① 優良苗木生産推進事業

省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組を支援する「省力樹形用苗木の育成」のメニューを新設します。

果樹農業の生産基盤の強化や労働生産性の向上を目的として、令和2年度の果樹経営支援対策事業において、省力樹形導入への支援を強化したところです。一方、省力樹形は慣行樹形よりも多くの苗木を必要とすることから、省力樹形の導入を推進するには、省力樹形用苗木の安定的な供給体制を整備することが必要です。しかし、りんごの高密度栽培用のフェザー苗や、なしのジョイント栽培用の大苗といった、省力樹形用の苗木の生産については、慣行樹形用の1年生苗と比較して、

- 専門的な栽培技術を要する
- より長い栽培期間が必要となる
- 栽培により多くの面積を要する
- 苗木一本当たりの生産コストが高くなる

といった特性があり、これがボトルネックとなり、生産拡大が進んでいません。

こうした状況を踏まえ、省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組を支援し、その横展開を図ることで、省力樹形用苗木の安定的な供給体制を確立することを目指し、本メニューを新設しました。

本メニューは、苗木業者や生産出荷団体、行政等の関係者・関係機関が一体となって行う、省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組を支援するものであり、具体的には、省力樹形用苗木の育成に要するほ場借料や管理費等の掛かり増し経費に対し、面積当たり定額(20万円/10a)で支援するものです。

補助対象経費は、ほ場借料、ほ場の排水対策費、省力樹形用苗木の育成管理に要する肥料代・農薬代、かん水設備・支柱等の資材費、アルバイト賃金等です。なお、苗木の購入経費は補助対象外です。

補助対象となる面積は、本メニューにより育成した省力樹形用苗木を用いて改植・新植を行う面積となります。

また、苗木の安定確保や、慣行樹形と比べて多くの苗木を必要とする省力樹形の導入加速化への対応の強化に向け、苗木の自給に取り組もうとする果樹産地や、省力樹形用苗木の増産に取り組む苗木産地が事業に取り組みやすくなるよう、支援対象者の要件を変更することとしました。具体的には、支援対象者である苗木生産コンソーシアム(都道府県、市町村、産地協議会、苗木業者等により構成)の構成員のうち、産地協議会及び苗木業者について、令和2年度までは両方の参加を要件としていましたが、令和3年度からは、産地協議会又は苗木業者のいずれか一方の参加で事業に取り組むことができるようにしました。

②花粉専用園地育成推進事業

なしやキウイフルーツ等の品目は、授粉に必要な花粉を海外からの輸入花粉に一定程度依存しています。こうした品目については、海外での病害発生等による花粉の輸入の不安定化のリスクを抱えています。こうしたリスクを軽減するためには、国産花粉の安定生産・供給体制を強化することが必要であり、そのための花粉専用樹の新植・改植や、花粉採取に必要な機械・設備のリース導入等に要する

経費を支援します。

令和3年度予算において、国内で花粉の安定生産・供給を図るための果樹生産者や生産出荷団体、市町村等による連携体制構築のための検討会開催費への支援(補助率:定額)を新設しました。また、花粉専用樹を新植・改植後、花粉が採れるようになるまでの幼木の管理経費を新たに支援することとしました。支援単価は定額で11万円/10a(=5.5万円/10a×2年分)で、果樹未収益期間支援事業と同様、改植・新植実施年度に補助金を一括交付します。

(3)未来型果樹農業等推進条件整備事業

労働生産性を抜本的に向上させたモデル産地の育成を支援するため令和2年度から新たに措置した本メニューについて、令和3年度も引き続き措置してまいります。

具体的には、平坦で作業性の良い水田等の樹園地への転換や、中山間地等の既存産地での基盤整備等を通じた、一定規模以上のまとまった面積(2ha以上(公共事業等による大規模な基盤整備を行う場合は、原則として5ha以上))での省力樹形※及び機械作業体系の導入に対し、早期成園化や成園化までの経営継続・発展等に係る取組を総合的に支援します。支援タイプは新産地育成型と既存産地改良型の2タイプとなります。

※急傾斜地等で省力樹形の導入が困難な場合は、整列樹形(作業の効率化や機械化への対応のため、慣行樹形の樹を直線的な樹列に植え付け、作業用機械の効率的な運用のための作業道(2~4m前後)を確保したもの)も支援対象。

果樹支援対策(果樹農業生産力増強総合対策等)

①省力樹形や優良品種の導入等支援 【令和3年度予算概算決定額 5,142(5,687)百万円】

<対策のポイント>
我が国の果樹産地の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品種・品種への改植・新植、苗木・花粉の安定確保、放任園地の発生防止、加工・業務用の国産果実の安定供給等の取組を支援します。また、省力樹形の導入推進のため、省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組を新たに支援します。

<事業目標>
果実の生産量の拡大(283万トン[平成30年度]→308万トン[令和12年度まで])

<事業の内容>				<事業イメージ>																			
1. 果樹経営支援等対策 優良品種・品種への改植・新植及びそれに伴う未収益期間における幼木の管理の取組に要する経費を支援します。特に、平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進します。 <改植(括弧内は新植)の支援単価の例> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>慣行栽培</th> <th colspan="2">省力樹形栽培</th> <th rowspan="2">未収益期間対策 (苗木管理経費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんきつ</td> <td>23(21)万円/10a</td> <td>111(108)万円/10a(根域制限栽培)</td> <td></td> <td rowspan="3">22万円/10a (5.5万円/10a×4年分) (品目共通)</td> </tr> <tr> <td>りんご</td> <td>17(15)万円/10a</td> <td>53(52)万円/10a(高密度樹形栽培)</td> <td>73(71)万円/10a(超高密度樹形栽培)</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>17(15)万円/10a</td> <td colspan="2">33(32)万円/10a(ジョイント栽培)</td> </tr> </tbody> </table>						品目	慣行栽培	省力樹形栽培		未収益期間対策 (苗木管理経費)	かんきつ	23(21)万円/10a	111(108)万円/10a(根域制限栽培)		22万円/10a (5.5万円/10a×4年分) (品目共通)	りんご	17(15)万円/10a	53(52)万円/10a(高密度樹形栽培)	73(71)万円/10a(超高密度樹形栽培)	なし	17(15)万円/10a	33(32)万円/10a(ジョイント栽培)	
品目	慣行栽培	省力樹形栽培		未収益期間対策 (苗木管理経費)																			
かんきつ	23(21)万円/10a	111(108)万円/10a(根域制限栽培)			22万円/10a (5.5万円/10a×4年分) (品目共通)																		
りんご	17(15)万円/10a	53(52)万円/10a(高密度樹形栽培)	73(71)万円/10a(超高密度樹形栽培)																				
なし	17(15)万円/10a	33(32)万円/10a(ジョイント栽培)																					
2. 苗木・花粉の安定確保対策、放任園地発生防止対策 ○ 果樹生産に必要な苗木や花粉の安定供給を図るため、苗木の生産体制の構築や花粉専用園地の育成等の取組を支援します。また、省力樹形の導入推進のため、省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組を新たに支援します。 ○ 伐採や植林等の放任園地発生防止の取組を幅広く支援します。																							
3. 果実流通加工対策 加工・業務用の国産果実の供給不足に対応するため、実需者との契約取引の導入、省力型技術体系の導入実証等の取組を支援します。																							
4. 未来型果樹農業等推進条件整備(別紙) <事業の流れ> 国 → 全国団体 → 県法人等 → 定額、1/2等 ・果樹生産者(担い手) ・果実加工業者等																							

○ 省力樹形の導入支援

省力樹形の特長

- ・ 小さな木を密植して、直線的に配列するため、作業動線が単純で効率的。
- ・ 密植することで、高収量化が可能。
- ・ 日当たりが均一となり、品質が揃いやすい。
- ・ 成木までの期間が短いことから、早期成園化が可能。

<省力樹形の例>

根域制限栽培
(みかん)



慣行比
2倍以上
の収量

超高密植栽培
(りんご)



慣行比
1.7倍
以上の
収量

ジョイント栽培
(なし)



剪定作業
時間40%
短縮可能

○ 苗木の安定確保・生産推進
【省力樹形用苗木生産のモデル的な取組(新設)】
 苗木生産コンソーシアムによる省力樹形用の苗木(フェザー苗やジョイント栽培用の大苗)の育成に要する掛かり増し経費を支援。


○ 花粉の安定確保
 国産花粉の安定確保のため、花粉専用樹の新植等の取組を支援。

○ 放任園地の発生防止
 放任園地の発生防止のため、産地内での合意形成に基づき行う伐採や植林等の取組を支援。
【お問い合わせ先】生産局園芸作物課(03-3502-5957)

＜ 果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業 ＞ 【 拡 充 】

果樹生産に必要な苗木の安定供給を図るため、**優良苗木の生産体制の構築に向けた取組**等を支援します。
また、なしやキウイフルーツ等の海外からの輸入花粉に一定程度依存している品目について、海外での病害発生等による輸入の不安定化のリスクを軽減し、**国産花粉の安定生産・供給**を図るため、**花粉専用樹の新植・改植や、機械・施設のリース導入**等に要する経費を支援します。

1. 優良苗木生産推進事業

(下線は拡充内容)

(1) 支援対象者

苗木生産コンソーシアム

(都道府県、市町村、産地協議会、苗木業者等により構成)

※産地協議会又は苗木業者のいずれかは必須(令和2年度までは両方必須)

(2) 補助対象となる取組

① 優良苗木の安定生産・供給体制の構築

果樹生産に必要な苗木の安定供給を図るための産地協議会や苗木業者等による新たな連携体制の構築(検討会開催等)。

② 苗木育苗ほの設置

苗木生産に必要な育苗ほの借り上げや、かん水設備の設置等。

③ 省力樹形用苗木の育成

省力樹形の導入推進のため、省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組に対し、面積当たり定額(補助率1/2相当)で支援。

〔補助対象経費〕ほ場借料、省力樹形用苗木の育成経費、資材費等
〔補助対象面積〕本メニューにより育成した省力樹形用苗木を用いて改植・新植を行う面積



(3) 補助率

(2) ①・②: 1/2以内

③: 面積当たり定額(20万円/10a)

＜事業の流れ＞



2. 花粉専用園地育成推進事業

(1) 支援対象者

果樹生産者、生産出荷団体等

(2) 補助対象となる取組

① 花粉の安定生産・供給体制の構築

花粉の安定的な生産・供給を図るための生産出荷団体や果樹生産者、市町村等による連携体制の構築(検討会開催等)。

② 小規模園地整備

土壌・土層改良、排水路の整備、用水・かん水設備の設置等。

③ 新植・改植

なし、キウイフルーツ、りんご等の花粉専用樹の新植・改植。

④ 花粉専用樹の育成管理経費

新植・改植後、花粉が採れるまでの幼木の育成管理に要する経費に対し、面積当たり定額(補助率1/2相当)で支援。

⑤ 機械・施設のリース導入

花粉採取機や開約機、花粉精選機等のリース導入。



(3) 補助率

(2) ①: 定額

②・⑤: 1/2以内

③のうち新植: 面積当たり定額(15万円/10a)

③のうち改植: 面積当たり定額(17万円/10a)

④: 面積当たり定額(11万円/10a)

(=5.5万円/10a×2年分)

果樹支援対策(果樹農業生産力増強総合対策等)

② 未来型果樹農業等推進条件整備

【令和3年度予算概算決定額 5,142(5,687) 百万円】

＜対策のポイント＞

労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、水田の樹園地への転換や中山間地等の既存産地の改良を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等の取組と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組を総合的に支援します。

＜事業目標＞

果実の生産量の拡大(283万トン〔平成30年度〕→308万トン〔令和12年度まで〕)

＜事業の内容＞

一定規模以上(2ha以上(基盤整備を行う場合は5ha以上))で省力樹形を導入する場合、それに必要となる次の取組を総合的に支援します。
(果樹農業生産力増強総合対策及び農地耕作条件改善事業により支援。
水田に新植する場合は、さらに水田活用の直接支払交付金により支援。)

1. 新産地育成型(水田等への果樹の新植)

(1) 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

① 大苗の育成: 20万円/10a

② 省力技術研修: 3万円/10a } 最大23万円/10a※

水田の場合、水田活用の直接支払交付金(a・b)と合わせて

最大40.5万円/10aを支援。(※上記の23万円/10aから10万円/10aを控除)

a. 高収益作物定着促進支援: 2万円/10a×5年間

b. 高収益作物畑地化支援: 17.5万円/10a

(2) 機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等

2. 既存産地改良型(中山間地等の既存産地の基盤整備後の改植)

(1) 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

① 大苗の育成: 20万円/10a

② 代替農地での営農: 28万円/10a

③ 省力技術研修: 3万円/10a } 最大51万円/10a

(2) 機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 新産地育成型



2. 既存産地改良型



【お問い合わせ先】生産局園芸作物課(03-3502-5957)

3. 令和2年度補正予算

産地生産基盤パワーアップ事業

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。また、輸出関連等の事業者と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備や、全国産地の生産基盤の強化・継承等を支援します。

(1)新市場獲得対策

輸出等の新市場への対応に向けた拠点事業者の育成や連携産地の体制強化、新市場対応を支える物流体制の革新等を支援します。

(2)収益性向上対策(従来型の産地パワーアップ事業)

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設等の整備に係る経費等を総合的に支援します。特に果樹においては、競争力のある品種についての樹園地の若返りのための同一品種への改植や、雨よけハウス等の高付加価値化に必要な生産資材の導入等を通じて、収益性の高い産地形成を支援します。

(3)生産基盤強化対策

果樹園・茶園や農業用ハウス等の生産装置について、次世代への円滑な継承を実現するため、後継者不在の果樹園・茶園や農業用ハウス等を新規就農者等に引き継

ぐ際に必要となる再整備・改修、継承ニーズの把握・マッチング等の取組を支援します。果樹について、具体的には、後継者不在の樹園地を新規就農者や地域の担い手等に継承する際に必要となる、樹園地の作業性の向上のための作業道の導入・改良、省力樹形への改植、樹体支持装置や被害防止装置(防霜ファン、防風ネット等)の再整備・改修等を支援します。なお、支援に際しては、再整備・改修後5年以内に新規就農者や担い手等に継承する計画を有する樹園地か、新規就農者や担い手等に継承した後、本格的な営農を開始していない樹園地であることが要件となります。

令和2年度第3次補正予算においては、この他にも、2030年輸出5兆円目標の実現に向けた支援や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農業者の皆様への支援等を措置しております。詳細については以下のHPを御参照ください。

(農林水産省HP) 令和2年度農林水産関係第3次補正予算の概要

<http://www.maff.go.jp/j/budget/r2hosei3.html>

4. 終わりに

令和3年度予算及び令和2年度第3次補正予算については、国会での審議を経て成立するものです。また、事業の詳細については、実施要綱・要領等の策定の過程で変更される場合があります。引き続き各種機会を捉えて情報提供してまいりますので、今後の事業活用に役立てていただければ幸いです。

産地生産基盤パワーアップ事業

【令和2年度第3次補正予算額 34,160百万円】

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。また、輸出関連等の事業者と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等を支援します。

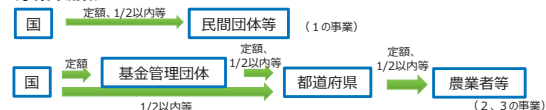
<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の増加(農林水産物・食品の輸出額2兆円[2025年まで]、5兆円[2030年まで])
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加(10%以上[事業実施年度の翌々年度まで])
- 産地における生産資源(ハウス・園地等)の維持・継承等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策
 - ① 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化
新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援します。
 - ② 新市場対応を支える物流体制の革新
生産コスト低減に向けた肥料物流の合理化を図るため、統一規格の追跡型パレットの導入や管理システムの開発の実証等を支援します。
2. 収益性向上対策
収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援します。
3. 生産基盤強化対策
 - ① 生産基盤の強化・継承
農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等を支援します。
 - ② 全国的な土づくりの展開
全国的な土づくりの展開を図るため、牛ふん堆肥等を実証的に活用する取組を支援します。

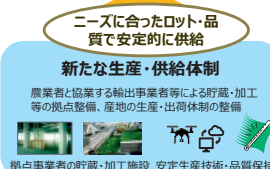
<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業の国際競争力の強化

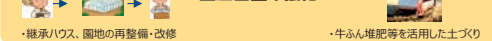
輸出等の新市場の獲得



産地の収益性の向上



生産基盤の強化



【お問い合わせ先】

- (1 ①、2の事業) 生産局総務課生産推進室 木村 内線 (4717) (03-3502-5945)
 (1 ②の事業) 技術普及課 穂町 内線 (4728) (03-6744-2435)
 (3 ①の事業) 園芸作物課 太田 内線 (4825) (03-6744-2113)
 (3 ②の事業) 農業環境対策課 白垣、松山 内線 (4760) (03-3593-6495)

中央果実協会からのお知らせ

欧州及びイタリアの果樹農業の現状とスマート農業に関する調査

スマート農業は、新たな農業革命を起こすものとして世界中で注目されています。そこで、文献調査・現地調査により、「欧州及びイタリアの果樹農業の現状とスマート農業に関する調査報告書」として取りまとめました。詳細は http://www.japanfruit.jp/Portals/0/resources/JFF/kaigai/jyoho/jyoho-pdf/KKNJ_142.pdf を参照して下さい。

ここでは、調査報告書の中から、イタリアの果樹農業の特徴、南チロルのりんご栽培技術、精密ぶどう栽培技術、スマート農業導入の課題について紹介します。

イタリアの果樹農業の特徴

イタリアは、スペイン、フランスと並ぶ欧州の果樹大国です。果樹の経営面積は、2ha 未満の生産者が多く、果樹経営者の年齢構成を見ると、65歳以上の割合が多く、高齢化が進んでいます。

イタリアは、日射が多く、比較的降水量は少なく、湿度も低いことから、灌水を行えば果樹に適する条件です。果樹生産量は、ほとんどの果樹で日本を数倍から多いもので数十倍上回ります(表1)。その他、有機果樹栽培面積、地理的表示の登録数は世界一であり、苗木産業、アグリツーリズムも盛んです。

表1 イタリア、日本の主要果樹生産量

果樹	生産量(万トン)		生産量 (対日本比)
	イタリア	日本	
りんご	191.3	73.5	2.6
なし	77.3	27.5	2.8
ぶどう	717.0	17.6	40.7
もも・ネクタリン	125.1	12.5	10.0
あんず	26.6	8.7	3.1
すもも	20.7	2.0	10.6
おうとう	11.8	1.9	6.2
かき	5.0	22.5	0.2
キウイフルーツ	54.1	2.4	22.1
オレンジみかん	150.1	74.1	2.0
クリ	5.2	1.9	2.8
いちじく	1.1	1.4	0.8

南チロルのりんご栽培技術

イタリア北部にあるアルト・アディジェ自治県(南チロル)のりんご栽培技術は、世界的に見てもトップを誇る地域の一つです。南チロルのりんごの単収は5~6トン/10a にもなります(日本は2トン/10a)。その理由は、トールスピンドル樹形の高密植栽培、総合生産のガイドライン導入、有機栽培、雹害・霜害対策、貯蔵技術等を含めて総合的に技術が高いことによります。こうした技術開発には、労働

力不足、価格低迷、薬剤抵抗性、雹害・霜害等の大きな課題を、生産者、生産組合、研究、普及指導、公共機関、民間等が密接に連携しながら、解決しつつ発展してきた経緯があります。

南チロルのりんご産業の強みについては、栽培面積が小さいことによる集約栽培、イタリア政府による農業推進政策・低い税負担、地方自治政府の広範な権限、よく組織された研究所・普及組織、農地をそのまま子供に継承するため農地を分割できないようにする法律(半分の農家はその対象)、EU の農業支援、強力な組合の伝統、欧州の中央に位置する地理的条件、等があります。スマート農業としては、マルチリーダー樹形、果樹園土壌のデジタルマッピング、果実・樹体・作業のモニタリングがあります。

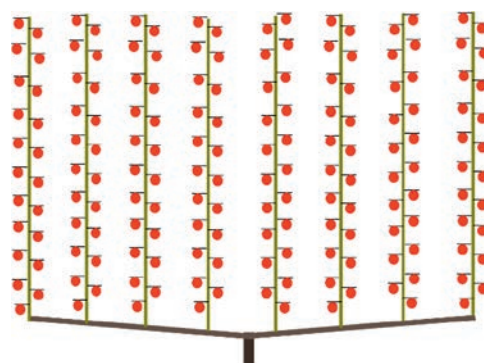


図 りんごのマルチリーダー樹形

マルチリーダー樹形は、バイアクシス苗木の2本主枝を両側に伸ばし、そこから垂直に結果母枝を伸ばします。長い結果枝は作らずに、着果させます。薄い壁面的な樹形であるので、通常園と同じ通路幅でも、列間を狭めることができます。この樹形の利点としては、多収、品質の均一化、作業性がよい、機械化がしやすい、リーダー(結果母枝)数で樹勢調整が可能、苗木の本数が少ない等があります。欠点・課題としては、初期収量が低い、苗木育成難、強いトレリスが必要等があります。

精密ぶどう栽培技術

醸造用ぶどうは、傾斜地にあることが多く、地形、気象、土壌条件の違いによって樹体生育、果実品質にバラツキがあります。一方、目標とするワインのグレード、種類に合致する品質の果実生産・収穫が必要なことから、比較的

(公財)中央果実協会

編集・発行所

公益財団法人 中央果実協会

〒107-0052

東京都港区赤坂 1-9-13

三會堂ビル 2F

電話 : 03-3586-1381

FAX : 03-5570-1852

編集・発行人

今井 良伸

印刷・製本

(有) 曙光印刷



毎日くだもの200グラム運動

当協会の web サイト

www.japanfruit.jp

お知らせ

メールマガジン「くだもの&健康ニュース」を配信しています。

多くの方の読者登録をお待ちしております。

登録方法は上記当協会の web サイトをご覧ください。



写真 ぶどうのモニタリングロボット VineScout
(VineScout Project 提供)

早い1990年代から精密ぶどう栽培の研究が始まっています。

醸造用ぶどうは、樹形が垣根状、低樹高で機械化しやすく、せん定、摘心、摘葉、除草、農薬散布等にはトラクタ利用の機械化一貫体系が確立され、収穫も専用の大型機械が利用されています。

スペインは精密ぶどう栽培研究が盛んで、自動走行のモニタリングロボット VineScout の開発が進んでいます。このロボットは、位置情報とともに、各種カメラにより、樹体生長、水ストレス、果実品質等を把握し、マップにします。このプロジェクトの特徴は、研究者、農家等を対象にセミナーや実演、アンケート調査を積極的に行っていることです。アンケート調査には、耐久性、メンテナンスの必要性、安全性、走行速度、価格等の項目があり、これらの回答を考慮しながら開発が進められています。

スマート農業導入の課題

スマート農業導入に際しての課題には、使用者の認知度の低さや専門用語の理解不足、高いコスト、検証済み技術の不足、現場の実態に合わない研究開発・政策等があり、農家で使えるスマート農業技術をどのように開発していくかが重要です。技術開発では、「どんな技術が必要か、その技術はいつ必要か、それはだれが必要か、それはどこで必要か、それはなぜ必要か」を検証しながら普及、生産者も含めインタラクティブに進めることが望ましいと考えられます。国内連携だけでなく、国際連携も必要となるかもしれません。

スマート農業技術は、現在の農業の形を大幅に変えることが予想されます。それが果樹分野にどの程度浸透していくかは明らかではありませんが、果樹についても世界中で精力的に技術開発が進められています。我が国でも、海外の動向を注視しつつ、スマート農業技術開発を進めていく必要があります。

業務日誌

2.12.10 全国果実生産出荷安定協議会第3回かんきつ部会(書面開催)